

児童虐待防止施策推進事業 地域小規模児童養護施設運営助成金の内容

子ども未来部 子育て支援課

(1) 目的

児童虐待をめぐる問題が複雑化、多様化する中、平成 12 年に児童虐待防止等に関する法律が制定され、当時、本市においても、いつでも子育ての相談ができる体制や身近な場所でのショートステイ実施など子育て支援に関しての市民ニーズが高かったことから、地域小規模児童養護施設を市内に誘致し、平成 14 年 11 月に開設した。

施設開設に伴い、以下の付加事業を実施することにより、24 時間体制で子育てに悩む保護者や悩みをかかえる子どもに適切な助言を行い、必要に応じて子育て支援課と連携して対応することにより、家庭や子育ての問題の解決を促し、児童の健やかな成長と保護者の育児不安や疲れの軽減を図る。

(2) 事業概要

付加事業の対応も含めて施設運営の安定を図るため運営費の一部を助成する。

① 付加事業

(ア) 24 時間対応の子育て電話相談

(イ) 子ども専用の 24 時間対応の悩みの電話相談

② 助成金額 9,053,000 円

③ 助成先 社会福祉法人 三光事業団

(3) 実績

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (1 月末現在)
24 時間対応の子育て 電話相談	448 件	632 件	392 件	202 件
24 時間対応の悩みの 電話相談 (子ども専用)	83 件	206 件	204 件	84 件